

第8章 独立行政法人工業所有権 総合情報館の業務拡大

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

① 工業所有権総合情報館の業務

独立行政法人工業所有権総合情報館（以下「情報館」という。）は、独立行政法人工業所有権総合情報館法（以下「情報館法」という。）に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人である。情報館法第3条では情報館の目的を発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うことにより、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることと規定している。また、当該目的を達成するため、情報館は以下の業務を行うこととされている（情報館法第10条）。

- ・特許庁発行の公報類を収集・保管・陳列し、閲覧及び観覧に供すること。
- ・審査、審判に必要な文献を収集・保管し、閲覧に供すること。
- ・工業所有権に関する相談業務を行うこと。
- ・工業所有権に関する情報の流通の促進を図るために必要な情報を収集・整理し、提供すること。
- ・上記業務に附帯する業務

② 工業所有権情報の普及業務

特許庁が保有する膨大な工業所有権情報の普及と利用の促進を図るために必要な施策の企画立案や実施は、特許庁総務部特許情報課特許情報利用推進室において行われている。

③ 工業所有権に関する情報システムの管理・整備業務

特許庁の基幹業務については、ほぼ全ての業務がシステム化されているが、これら工業所有権に関する情報システムの整備・管理は、主に情報システム課が行っている。また、工業所有権情報の基盤となる「記録原本データの蓄積」や「検索データベース」など各種のデータベースの構築業務は、それぞれの担当課が行っている。

④ 特許庁職員等に対する研修業務

審査官や審判官の資格を取得するために必要な研修など特許庁職員に対する研修は、特許庁に置かれた工業所有権研修所（以下「研修所」という。）において実施されている。

(2) 改正の必要性

① 特許審査迅速化に向けた基盤整備の必要性

ア 人材育成の強化の必要性

特許審査の迅速化のためには、産業財産権制度を支える人材の育成が重要である。例えば、今改正において指定調査機関制度について公益法人要件を撤廃するとともに、登録制度へ移行することとしているが、民間企業等の新規参入を促し、所期の効果を奏するためには、登録調査機関の調査業務実施者を早期に育成することが必要である。また、企業において知的財産戦略を確立するには、これら業務に従事する人材の育成が重要である。

イ 情報サービスの強化の必要性

出願・審査請求構造の適正化も特許審査の迅速化には欠かせない。そのためには、出願人等が必要な情報を効率的に入手できるよう環境を整備しなければならない。この観点から、特許庁の保有する膨大な工業所有権情報を外部に積極的に開放するなど情報サービスの高度化が求められており、全ての特許庁システムに関する整備・管理やシステム・セキュリティ機能等を強化することが重要である。

② 独立行政法人への業務移管の必要性

特許審査の迅速化は喫緊の課題であり、上述する「人材育成機能」及び「情報サービス機能」の整備・強化に早急に対応するためには、弾力的な予算管理や機動的な組織運営が不可欠である。したがって、こうした要請に柔軟にこたえることができる独立行政法人が研修業務及び情報関連業務を行うこととする。

2. 改正の概要

情報館が行う業務として、工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供などの情報普及業務、情報システムの整備及び管理業務並びに研修業務を追加し、併せて目的にもこれらの事務を行うことを明示する。また、法人の名称も「独立行政法人工業所有権情報・研修館」(以下「情報・研修館」という。)に改める。

3. 改正条文の解説

(1) 法人の名称の変更

◆情報館法第2条

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人工業所有権情報・研修館とする。

推進計画では人材育成が五本の柱の一つとされており、知的財産関連人材の育成は、今後、政府全体で取り組んでいかねばならない重要な課題である。情

報・研修館は、この人材育成を法人の基幹業務の一つとするものであり、これを明確にするため、法人の名称を変更した。併せて、法律の名称も独立行政法人工業所有権情報・研修館法に変更した。

(2) 法人の目的の変更

◆情報館法第3条

(情報・研修館の目的)

第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」といふ。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。

現行法第3条においては、第10条第1号に規定された業務のみを例示し、これを行うことにより工業所有権の保護・利用の促進を図ることを目的とする旨規定されている。

今改正における法人の業務拡充に併せて、第3条に規定する法人の目的についても改正した。特に研修業務は、情報関係業務と並び情報館の基幹業務であるため、当該業務の実施を法人の目的として明示した。

(3) 情報提供業務の拡充（第10条第1号～第4号関係）

◆情報館法第10条

(業務の範囲)

第十条 情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。
- 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。
- 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 五～八 (略)

① 第4号業務の追加

企業等の研究開発や先行技術調査、知的財産戦略策定の各場面において、工業所有権に関する情報が積極的に活用されることを目的とし、必要な情報を収集・整理・提供することを情報・研修館の業務対象とする。

具体的な業務としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- ア 工業所有権情報のデータベースと検索用システムからなる特許電子図書館サービスの提供
- イ 標準的なフォーマットに統一した工業所有権情報（整理標準化データ）の提供
- ウ 我が国が保有する工業所有権情報の収集、整理及び他国特許庁への提供
- エ 他国特許庁が発行する公報の和文抄録の作成・提供
- オ 我が国が毎年発行する公開特許公報の英文抄録の作成・提供

② 第3号業務の改正

改正前の第4号に規定された業務を改正後の第3号として規定するとともに、権利の流通の促進を図るために必要な情報を収集・整理・提供するという業務の実態に即した規定に変更した。

(4) 情報システム関連業務の追加（第10条第6号関係）

◆情報館法第10条

（業務の範囲）

第十条 情報館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

七～八 （略）

情報・研修館において、工業所有権に係る情報システムの整備・管理を行うことを明確に規定した。

情報システムの整備・管理とは、例えば、各種データベースのコンテンツ管理を含む「システムの維持・管理」を行うことである。

(5) 人材育成機能の追加

◆情報館法第10条

（業務の範囲）

第十条 情報館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

八 （略）

今後、情報・研修館において、中小・ベンチャー企業等における工業所有権関連の業務に従事する人材、登録調査機関における調査業務実施者等を広く研修の対象とすることを明確にした。

なお、「特許庁の職員」と規定することにより、審査官や審判官の資格を有

するために必要な研修など特許庁職員に対する研修を情報・研修館が実施することを明確にした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

情報館へ業務を移管するに当たっては、新組織の体制の構築等、その準備には、少なくとも数月の期間を要する。このため、独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正の施行期日については、平成16年10月1日とする。

(2) 経過措置

◆附則第5条

(独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正に伴う経過措置)

第五条 独立行政法人工業所有権総合情報館は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の時において、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）となるものとする。

2 一部施行日の前日又は一部施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「指定日」という。）の前日において現に特許庁の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を發せられない限り、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館の相当の職員となるものとする。

3 一部施行日の前日又は指定日の前日において現に前項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、一部施行日又は指定日において引き続き情報・研修館の職員となったものであって、一部施行日の前日又は指定日の前日において経済産業大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項

(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、一部施行日又は指定日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、一部施行日又は指定日において、それぞれ同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、それぞれ一部施行日の前日又は指定日の前日の属する月の翌月から始める。

- 4 一部施行日の前日又は指定日の前日において、第五条の規定による改正後の独立行政法人工業所有権情報・研修館法第十条第四号、第六号及び第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、現に国有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館が承継する。
- 5 国は、一部施行日の前日又は指定日の前日において現に第二項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であってそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、情報・研修館の用に供するため、情報・研修館に無償で使用させることができる。

① 独立行政法人工業所有権情報・研修館への移行(附則第5条第1項)

法人の名称が情報館から情報・研修館に変更(情報館法第2条)されることに伴い、情報館の有する権利義務が当然に情報・研修館に引き継がれること等を明確化するため、新法施行時において情報館が情報・研修館となることとする。

② 職員の引継ぎ等（附則第5条第2項～第5項）

原則として、現行の工業所有権総合情報館法制定時の経過措置と同様の規定を措置することとする。具体的には以下の事項に関する経過措置を規定する。

今回の業務移管では、平成16年10月1日に研修業務及び情報提供業務の一部を情報・研修館に移管することとしている。また、平成18年度（具体的時期は未定）に、情報システム業務の一部を情報・研修館に移管することを予定している。このため、経過措置においてこのような段階的な業務移行に対応した規定を置く必要がある。

そこで、経過措置の適用日を「一部施行日又は一部施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」と規定する。

ア 国家公務員法の適用に係る経過措置（附則第5条第2項）

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第78条は、国家公務員の身分保障の例外として、「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」には、本人の意思に反して降任、又は免職できる旨を規定している。今回の業務移管では、特許庁の機構・定員を廃止した上で情報・研修館に職員を移行するため、職員の身分保障に関する経過措置を規定する。

イ 児童手当法の適用に係る経過措置（附則第5条第3項）

児童手当法第17条では、特定独立行政法人の職員は「常勤国家公務員」ではなく「被用者」として取り扱うこととされており、情報・研修館に移行する職員は市町村長の認定を受けなければ児童手当を受けることができない。そのため、円滑な業務移管を図る観点から、情報・研修館への移行後も特段の行為を要さず児童手当を受けることができるよう児童手当法の適用について経過措置を規定する。

ウ 権利義務の承継（附則第5条第4項）

財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項は、国の財産を無償で譲渡するためには法律の規定が必要となることを定めている。また、物品管理法第28条第1項によれば、物品を国以外の者に譲渡するためには不要決定などの手続を踏まなければならない。今般の業務移管では、移行対象組織は引き続き庁舎内にとどまって業務を継続することを予定しているため、独立行政法人への移行に当たっては現在使用している物品等に係る権利を一括して移転する必要がある。また、情報・研修館は、収入のほとんどが国からの運営費交付金で賄われており、これらの権利を国から有償で譲渡することは適当ではない。

このため、法人設立時と同じく、業務移管の対象となる事務に関し国が有する権利及び義務のうち必要なものは、特段の移転行為を要さず情報・研修館へ移行することを規定する。

移転対象となる権利・義務としては、例えば、物品などの動産や著作権などの知的財産権、電話加入権などの契約上の債権・債務が挙げられる。なお、移行対象となる権利義務については、政令において規定する。

エ 国有財産の無償使用（附則第5条第5項）

財政法第9条第1項は、国の財産を無償で貸し付けるためには法律の規定が必要となることを定めている。今般の業務移管に際し、業務移管の対象となる部局又は機関が現に使用する庁舎等の国有財産を、独立行政法人へ移行した後も引き続き使用させなければ円滑な業務遂行が困難である。特に、情報・研修館は、収入のほとんどが国からの運営費交付金で賄われていることを踏まえると、有償で庁舎等を貸し付けることは適当ではない。

このため、法人設立時と同じく、移行対象組織が使用している国有財産（庁舎等）については、移行日以後においても、無償で使用させることができることとする規定を置くこととする。なお、無償使用の対象となる国有財産等は政令で定める。